

通勤手当の誤り

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項
生野工業高等学校	通勤手当について、病気休暇等により勤務実績のない月が発生したにもかかわらず、精算事務が行われていないものがあった。					検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。 【職員の通勤手当に関する規則】 第20条 （中略）出張、休暇、欠勤その他の理由により、月の1日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月に係る通勤手当は支給しない。（以下略）
	職員	支給対象期間	既支給額	正規支給額	戻入すべき額	
	A	令和5年4月から 同年9月まで	72,020円	53,400円	18,620円	
措置の内容						
通勤実績のない2カ月分の手当について、速やかに戻入手続を行い、当該職員からの納入を確認した。 検出事項の原因は、担当者の職員の通勤手当に関する制度の認識不足と、承認者の確認不足にある。 再発防止に向け、手当担当者で職員の通勤手当に関する制度の再確認を行うとともに、承認者及び担当者が出勤簿等及びSSCを定期的に確認することでチェック体制を強化した。 今後は法令等に基づき、適正な事務処理を行う。						

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和6年12月10日）